

令和5年度 緑区社会福祉協議会 事業方針

令和4年度は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止に留意しながら、各種事業や地域支援に取り組みました。第4期地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」については、各地区が計画を進めるにあたり、区役所や地域ケアプラザとともに、地域の方々との話し合いを持ちながら、重点取組の実施や推進委員会の開催をサポートさせていただきました。

企業と連携した移動販売の取組については、区域全体に広げることができ、単なる買い物支援ではなく、利用者同士の交流や見守りあいの場となってきています。

また、コロナ禍において、生活福祉資金特例貸付事業等を通して、生活困窮者等の制度つながらないニーズが顕著となり、フードドライブや寄付を活用した食支援事業を地域関係者や地域ケアプラザと進めてきました。

令和5年度は、第4期「みどりのわ・ささえ愛プラン」に掲げた区域計画のうち、特に「担い手の確保」にかかる区社協としての取組を具体的かつ工夫して進めていきます。

身近な地域でのつながりや支えあいの推進としては、「制度の狭間」の課題に対して、引き続き、区社協としてどう対応するか、どこまで対応できるかを考えながら取り組みます。

また、企業や施設、NPO 法人等の協力による移動販売やサロン、お散歩カフェ等の地域住民同士の交流や見守りあいの場づくりを進めていきます。

地域共生社会の実現に向けては、「住民の個別課題に向きあい、一人ひとりの困りごとを、身近な地域で、住民を含む多様な主体との連携により解決につなげられる地域づくり」と「誰にも居場所や役割のある地域づくり」の視点が大切です。これらを念頭に、事業等の目的が、我々に求められていることか、今の状況に合致しているかを再確認しながら、地域の求めに応えられるよう各事業の取組を進めます。

【 令和5年度の重点取組 】

1 身近な地域でのつながり・支えあい活動の推進

(1) 地区社協の支援

地区社協が、身近な地域の福祉保健活動のネットワーク組織としての強みを活かして「話し合いの場」を工夫しながら、コロナ禍において見えにくくなった住民の個別課題に対する気づきや把握した地域の福祉活動の状況を共有し、一人ひとりの困りごとを身近な地域で解決につなげられるよう、地区社協分科会を通じた研修・意見交換の実施や各地区担当職員によるサポートを行います。

(2) 身近事業を基盤とした地域支援

区社協の相談事業における、生活課題を抱える相談者への個別支援については、区役所、地域ケアプラザ、基幹相談支援センター等の関係機関や民生委員児童委員をはじめとした地域関係者と話し合いながら、チームで支援を進めます。あわせて、事業担当と地区担当の職員が協力しあい、地域の中で「孤立しない・孤立させない」見守り支えあいの地域づくりにつながる取組を、地区社協を中心とした地域関係者と一緒に進めます。

また、8050問題をはじめとした複合的な課題を抱える世帯への支援についても、地域ケアプラザ等の関係機関とともに検討し、区社協としてできることを考えていきます。

(3) 「つながりを切らない地域づくり」を意識した地域支援

地域活動の支援においては、従来のやり方にとらわれず、「つながりを切らない」ことを意識して活動が進められるようサポートしていきます。

2 第4期地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進

(1) 区域計画の推進

区域計画は、区役所・区社協・地域ケアプラザが主体となって地域や関係機関・事業所などと進める計画で、大きく「各地区共通の課題に対する地区別計画を支える取組」と「区域の課題に対する取組」で構成されます。

特に、各地区で共通して課題として挙げられる「地域活動の担い手・人材の確保および育成」「地域活動の情報伝達の工夫」および「多様な主体と連携・協働した地域活動支援」について、各事業や地域支援の中で優先的に取り組みます。

(2) 地区別計画の推進に向けた支援

各地区が主体的に計画の推進を図れるよう、区社協は、区役所や地域ケアプラザと連携したサポート体制を整えます。また、地区別計画のうち福祉保健活動に係る取組については、地区社協がその推進の役割を担えるよう支援します。

3 権利擁護事業（あんしんセンター事業）の推進

関係機関や金融機関等へあんしんセンター事業を周知し、支援が必要な人をあんしんセンター事業の利用につなげていきます。あわせて、あんしんセンター利用者のうち判断能力の低下のある方については、必要に応じて区役所や関係機関と連携しながら、成年後見制度への移行を進めます。また、成年後見サポートネットを通して、他の関係機関と共に、成年後見制度の利用促進を図ります。

4 組織運営の充実・強化

(1) 事故・事務ミスの防止

現金管理の徹底、名簿管理のシステム化、事務手順の順守、業務効率化などにより、事故や事務ミスの防止に一層努めます。

(2) 募金・寄付等の理解促進

共同募金や寄付、会費の使途をわかりやすく伝える工夫を行います。

(3) 会員組織であることを大切に法人運営

会員施設・団体等の期待に応えられる法人運営を行います。また、分科会の枠を超えた横断的な意見交換や学びの機会を設けます。

5 「ウィズコロナ」「アフターコロナ」を見据えた業務体制

ワークライフバランス推進の観点からも、限られた時間の中で、重点取組に多くの時間を割くことができるよう、既存の事業や取組は、区社協に求められていることであるかどうかを見極め、業務の見直しや業務改善、ICTを活用した効率化を図っていきます。

事業計画の見方について

第4期緑区地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」区域計画重点取組に対する区社協の取組について、事業計画内に区域計画重点取組のマークを表示しています。

【区域計画 重点取組】

(1) 重点項目A 地区別計画を支える取組



A-1 担い手

A-1
地域活動の担い手・人材
の確保及び育成



A-4 情報

A-4
地域活動の情報伝達の工
夫



A-2 運営支援

A-2
地域活動団体の運営支援



A-5 見守り

A-5
地域における見守り体制
の充実



A-3 機会・場

A-3
地域の活動及び交流の機
会・場づくり



A-6 連携による支援

A-6
多様な主体と連携・協働
した地域活動支援

(2) 重点項目B 区域全体での取組



B-1 データ活用

B-1
データを活用した施策推
進



B-4 支援が届く

B-4
身近な地域で支援が届く
仕組みづくり



B-2 ネットワーク

B-2
課題解決に取り組む推進
体制づくり



B-5 協働による推進

B-5
多様な主体と連携・協働
した施策展開



B-3 相互理解

B-3
様々な背景を越えた住民
相互理解の風土づくり

I 法人運営

【財源】会費・市社協補助金・団体負担金・預金利子・雑収入 **予算 4,349 千円**

社会福祉法に則り、組織および財務活動について透明性を確保し、信頼ある組織運営に努めます。

会員組織である強みを活かし、会員間相互の情報交換・連携強化や特定のテーマについての課題検討を図るために、分科会を開催します。また、分科会の枠を超えた情報交換会等の開催などより効果的な分科会運営について検討・推進していきます。

1 理事会・監事会・評議員会

- (1) 理事会 (年5回)
- (2) 監事会 (年1回)
- (3) 評議員会 (年4回)



2 分科会活動

(1) 地区社会福祉協議会分科会【重点】 (年6回)

ア 地区社協にて話し合いの実施

一人ひとりの困りごとを身近な地域で解決につなげられるよう、各地区社協にて話し合いの機会づくりを進め、その内容を分科会にて共有します。

イ 研修の実施

地区社協構成団体の活動支援になるような研修を実施し、地域活動の支援を行います。

(2) 福祉施設等分科会 (年3回)

ア 施設間の災害時における共助の仕組みづくり

災害時の通信手段の不通を想定し、また、隣接施設間での連携の強化を図るため、分科会施設間の回覧板訓練を実施します。そこから見えてくる課題や地域の中でできること等を施設間で検討し、共助の仕組みづくりにつなげられるよう進めます。

イ 施設同士の顔の見える関係づくり

分科会機能を活用し、種別を越えた施設同士の交流を深めるための話し合い「施設サミット」を開催します。また、各施設と地域等が繋がった実践例などを共有する機会を設けます。

会員施設の関心のあるテーマに沿った研修会やイベントなどの企画を検討します。

(3) ボランティア分科会 (年4回)

ア 話し合いおよび研修会の実施

ボランティア活動がより充実することを目指し、各団体の活動上の課題や工夫などを話し合うとともに、会員から希望を募り、研修会を企画し実施します。また、ボランティアセンターと会員団体との情報共有の場・機会とします。

イ ボランティア団体の PR

ボランティア分科会会員団体とともに、ハーモニーみどりまつり等にて、ボランティア団体の PR を行います。

(4) NPO 等分科会 (年4～5回)

NPO 団体相互の情報交換や協働により実施できることの検討を進めます。

(5) 障害福祉当事者団体分科会 (年3回)

(6) 地区連合自治会分科会 (年2回)

その時々地域福祉に関するテーマについて共有・検討する機会を設けます。

(7) 民生委員児童委員分科会 (年1回)

その時々地域福祉に関するテーマについて共有・検討する機会を設けます。

(8) 福祉団体等分科会 (年1回)

(9) 合同分科会(新規) (年2回)

分科会を横断的に繋げるにより共通の課題解決を目指します。

3 委員会

(1) 緑区社会福祉大会実行委員会 (年2回)

(2) 緑区社会福祉大会顕彰委員会 (年1回)

(3) ボランティアセンター運営委員会 (年2回)

(4) 緑区ふれあい助成金・緑いきいき助成金運営委員会 (年2回)

(5) 評議員選任・解任委員会 (随時)

4 会員支援と会員加入促進

(1) 会員施設・団体等への応援

会員施設・団体の抱える課題等を、会員組織のメリットであるネットワークを通じて内外に伝えることで共有し、解決の糸口につなげるとともに、会員の力を地域で活用してもらえるようにコーディネートし、相互に支えあう関係をつくります。

(2) 会員の加入促進

ボランティアセンターや移動情報センターを利用している施設、助成金の受配団体など様々な会議や連絡会等に参加している団体の中で、区社協会員未加入の施設・団体に正会員加入を案内するとともに、資金面で区社協事業を応援していただく賛助会員の拡大を図るため、区社協リーフレットや募集チラシ等を活用し、区社協事業や会員メリットの周知に努めます。

5 苦情解決の対応

ご意見箱や窓口等で、あらゆる利用者からのご意見・苦情を要望として受け止め、常に利用者の権利擁護およびサービスの質の向上に努めます。

(1) 迅速な苦情対応および防止策の検討

(2) 福祉保健活動拠点における利用者アンケートの実施、ご意見箱の設置と意見・回答の館内掲示

(3) ヒヤリハットの取組推進

6 情報公開

法人の定款、事業報告・決算報告、監事監査報告書および現況報告書等の内容を、区社協ホームページ、広報紙等を活用し、広く公開していきます。

7 コンプライアンスの取組強化

事故や事務ミス防止の取り組み、他区社協等で発生した事故等を検証し、万が一発生したことも想定した上で、連絡方法や対応の手順等を徹底します。現金の管理等について、紛失や事故の起きない職場環境づくりを努めるとともに、募金や寄付等の使途をわかりやすく伝えていく工夫を行います。

また、個人情報について適切に取り扱い、情報収集や情報提供においても、定められたルールに基づき適正に対応します。

II 広報啓発

【財源】共同募金・年末たすけあい配分金 **予算 3,036 千円**

区内における地域福祉活動の理解促進のため、様々な機会や媒体を通して、区社協が実施する事業や団体の活動について情報発信します。

1 啓発事業



(1) 緑区社会福祉大会の開催

緑区内で社会福祉関連の功労のあった方、または社会福祉活動に協力援助された個人および団体に対する顕彰を行います。

あわせて、福祉啓発、福祉活動の周知および推進を目的に、「みどりのわ・ささえ愛プラン」の進捗や取組状況を周知します。

(2) 緑区民まつりへの参加

緑区民まつりに参加し、区社協事業および各種団体の周知啓発等を行います。

(3) 「ハーモニーみどりふれあいまつり」の開催

「ハーモニーみどりふれあいまつり」について、館内施設間にて開催方法や福祉活動等の啓発方法等の検討を行います。



2 広報紙の発行

幅広い世代に周知・広報できるよう、広報紙「社協だよりみどり」を「タウンニュース」への掲載により発行するとともに、公共施設や駅等の様々な所で配架を行います。(年2回)

また、音声版を録音グループの協力のもと作成し、ホームページへ掲載します。

3 ホームページやSNS等での情報発信



区社協ホームページ(随時更新)を活用し、区社協事業やボランティア情報、地域の福祉活動などの情報を提供するとともに、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を用いた情報発信を進めます。

Twitterに加えYouTubeを活用し、記事の更新や動画の配信を行い、必要な情報が必要な人に届く仕組みづくりを進めていきます。

また、福祉関係団体のホームページや、企業やまちの情報サイトなどを活用した情報発信も進めます。

ホームページについては、ウェブアクセシビリティ(*)の確保と向上に取り組み、高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすく、必要な情報が見てわかりやすく伝わる環境を整備します。

*「ウェブアクセシビリティ」とは、「高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること」を意味します。

III 生活支援体制整備事業

【財源】市社協受託金 **予算 200 千円**

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域でなじみの関係を維持しながら安心して暮らし続けられるために、区役所や地域ケアプラザと一体的に各機関・団体等が連携・協力する体制づくりを進め、住民主体の地域づくりに向けた支援を進めていきます。



1 多様な実施主体と連携した高齢者の生活を支える仕組みづくりの創出

NPO、民間企業や福祉施設など、多様な実施主体と連携しながら、高齢者の生活を支える仕組みや社会参加の機会を増やしていくための取組を創出します。移動販売を活用した買い物支援・地域住民の交流の場づくりや介護予防・生活支援サービス補助事業（サービス B）（*①）を実施する NPO 等の支援など、地域ケアプラザ・区役所・スーパー・自治会等と連携して取り組んでいきます。

事業の推進に向けて、生活支援コーディネーター連絡会等を活用し、地域ケアプラザ・区役所とともに3者で検討を行い取組を進めます。また、引き続き「お散歩カフェ」（*②）の取組も進めていきます。

*①「サービス B」とは、ボランティアを始めとした地域住民の方々が、要支援者等の高齢者に通いの場等の介護予防・生活支援のサービスを提供する活動のことです。

*②「お散歩カフェ」とは、地域の方々や事業所等が運営する憩いと交流の場です。散歩の途中で気軽に立ち寄れる昔の縁側のようなイメージで、自宅の庭先やガレージの一角等で行われています。



2 第2層生活支援コーディネーターの活動支援

地域ケアプラザの生活支援コーディネーターと一体となって、高齢者の閉じこもり防止や介護予防にもなる、身近な地域で行われている「交流・居場所」「生活支援」「見守り・つながり」等の地域活動の情報把握と活動支援を引き続き行います。さらに地域活動への参加の促しやインフォーマルサービスの情報提供として、ウェブサイト「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」の活用を地域ケアプラザ・区役所とともに進めていきます。

また、住民主体の地域活動の継続や発展、創出を目指した連携・協議の場に参加し、連合エリアや日常生活圏域でそれらが推進していけるよう支援します。



3 生活支援活動の拡充

草取りや家具移動など、日常生活の支援に関わる地域活動に住民が参加し、地域の新たな担い手として活躍する人材発掘や育成のための研修会等を地域ケアプラザと連携し実施します。



4 高齢者福祉関係事業

地域が主体となって行っている認知症の理解普及・啓発事業、認知症カフェなどの取組について、地域ケアプラザや区役所等と協働で支援します。

IV 身近な地域でのつながり・支えあい活動の推進

【財源】市社協補助金・共同募金・年末たすけあい募金配分金 予算 6,689 千円

身近な地域での見守り・支えあいの福祉活動を促進し、住民同士の「つながり」を活かして、生活課題の早期発見・予防・解決の仕組みづくりを進めます。

また、一人ひとりの困りごとを地区社協や地区民生委員児童委員協議会等の地域で活動する団体と共有し、自分達の地域にある様々な個別課題や地域課題に対し、解決に向けた取組を一緒に検討していきます。

推進にあたっては「みどりのわ・ささえ愛プラン」との関連性を意識し、地域団体・企業・大学等の多様な主体と連携し、地区特性に応じた取組を進めます。



1 地域ケアプラザとの連携

(1) 地域ケアプラザ等と一体的な地域支援

福祉に関する身近な相談機関・地域福祉の拠点として位置付けられている地域ケアプラザと連携して、個別課題や地域課題を把握し、地域関係者と協働しながら課題解決を図ります。

また、地域ケアプラザ・区役所・区社協の三者が情報共有と検討を行う機会を設け、お互いの強みを活かした一体的な地域支援を進めていきます。

(2) 地域活動交流コーディネーターおよび生活支援コーディネーターとの連携・協働

地域活動交流および生活支援コーディネーターそれぞれの横のつながりや地域情報の共有、事業検討を行うための連絡会を実施します（各年 12 回）。また、コーディネーターに求められる役割および目的の再確認など、研修実施を通じた人材育成を進めます。

(3) 個別課題解決に向けた取組

地域関係者と医療・保健・福祉の専門機関が会し、住民一人ひとりに対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備のための課題解決を図るため、地域ケアプラザ等で開催される地域ケア会議に積極的に参加・協力します。

また、地域ケア会議や包括カンファレンス等で挙げた個別の課題に対し、区社協の持つ個別支援事業（権利擁護事業・生活福祉資金貸付事業・食支援等）での対応が可能か検討します。

個別の課題を分析し地域の課題として捉え、地域関係者と協働しながら課題解決を図ります。

(4) サニタリードライブの実施

コロナ禍等の影響により生活にお困りで、生理用品の購入が難しい方等を対象に、区社協（ハーモニーみどり）および区内 7 か所の地域ケアプラザの窓口で生理用品を無償で提供する「サニタリードライブ」を実施します。

区社協と地域ケアプラザが協働し、緑区全域にて取組を推進することで、該当者の直接支援だけでなく、該当する世代に対し、区社協および地域ケアプラザが「身近な相談窓口」であることを知ってもらう手段とします。また、取組を通じて理解者や寄付者を増やし、寄付文化の醸成に努めます。

2 地区社協の支援【重点】



(1) 地区社協の機能強化

地区社協が、ネットワークを活かして、一人ひとりの困りごとを身近な地域で解決につなげる話し合いを進められるよう、必要な助言およびサポートを行います。

また、地区社協構成団体の活動支援につながる研修を実施し、地域活動の支援を行います。

(2) 地域のボランティアセンター等の運営・活動支援

地区社協が主体となる地区ボランティアセンターについて運営助成を行うとともに、住民同士の見守り・支えあいが進むよう活動を支援します。また、自治会単位やご近所同士の助けあい活動を地域ケアプラザと連携して支援します。

(3) 新規取組への財源助成による支援

地区社協が推進する地域課題解決に向けた新たな取組に対して、新規事業立ち上げ資金助成等の資金による支援をします。

3 制度の狭間で支援主体が見つけない課題への支援・解決の仕組みづくり



(1) 一人ひとりの困りごとに向き合う地域づくりの推進【重点】

生活困窮、8050 問題、ひきこもり等の現行の制度に当てはまりづらい方々や周囲の理解を得にくい

など孤立しがちな方々に対し、地域や関係機関とともに、そうした方々の抱える困りごとに向き合い、解決に向けた検討を行うとともに、つながり続ける地域づくりを進めていきます。

(2) 生活困窮者等への「食」を通じた生活支援

民生委員・児童委員や地域ケアプラザ、区役所等と連携をしながら、生活困窮者（世帯）等へ「食」を通じた生活支援を行うとともに、地域の中で「孤立しない・孤立させない」見守り支えあえる地域づくりを進めます。また、活動を応援していただくための寄付を募る取組を行います。

ア 区役所・地域ケアプラザ等相談支援機関と連携した緊急・一時的な食支援の実施

イ 地域での見守り支えあいづくりを目的に、ひとり親家庭等を対象とした「ぺこぺこチケット*」やお米の配分などの実施

ウ 区地域振興課等の実施するフードドライブに寄せられた寄付品や、企業・団体等からの寄付品の受け入れ

エ 集まった食品の仕分け等を行う「ぺこぺこボランティア」の活動機会の拡大

オ 地域やケアプラザで実施されている配分会や、こども食堂・地域食堂等の支援

* 「ぺこぺこチケット」：区内の協力団体（こども食堂やお弁当屋さん）で使用できる食支援のチケット

V 緑区地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進【重点】

【財源】共同募金・年末たすけあい配分金 **予算 871 千円**

「地区別計画」と「区域計画」を柱とする第4期計画において、自治会や地区社協をはじめとする地域の方々や、区役所や地域ケアプラザ等の関係機関と協力して推進します。



1 みどりのわ・ささえ愛プラン地区別計画の推進支援

各地区の福祉保健に関する取組である地区別計画の推進において、課題解決に向けた話し合いを行い、具体的な取組を議論し、実施できるよう、地区別計画推進策定委員会の開催等を支援します。支援にあたっては、区役所・地域ケアプラザとともに構成する地区別計画支援チームで状況を確認し、各地区の状況に沿ったサポートができるよう努めます。

また、地区別計画の各取組が地域主体で進められるようサポートするとともに、推進にかかる費用の一部（5万円）を負担し、資金面からも地区別計画推進の支援をします。

2 みどりのわ・ささえ愛プラン推進策定委員会の開催

第4期計画の推進に向け、区役所と共催で「みどりのわ・ささえ愛プラン」推進策定委員会を開催し、主に区域計画の進捗等に対する検討・議論を行います。

3 みどりのわ・ささえ愛プラン区域計画の推進

区域計画の推進において、区社協が求められる役割等を組織全体、職員全員が理解をし、既存の事業の推進とも関連付けながら、区役所・地域ケアプラザとともに着実に計画を進めていきます。

4 みどりのわ・ささえ愛プランの広報 PR

「みどりのわ・ささえ愛プラン」のPR強化のため、パネル展示や啓発事業等を通して、広く区民に周知します。

VI 緑区福祉保健活動拠点の管理・運営

【財源】区指定管理料・利用料 **予算 16,622 千円**

指定管理者として、区内で自主的に福祉保健活動を行っている団体に対して活動の場を提供するとともに、地域・団体との関係性の構築を図るほか、情報の提供や様々な団体の意見を反映した管理運営に努めます。

1 活動の場の提供を通じた区内の福祉保健活動の活性化

区内の福祉保健活動団体への活動の場の提供、利用促進、団体の活動支援を通して、区内の福祉保健活動の活性化を図ります。また、拠点利用については、利便性向上のため、部屋の空き情報を定期的に提供し、利用促進に向けて、広く広報、周知に努めます。



A-4 情報

2 広報活動の実施

「社協だよりみどり」や1階ロビー・2階スペースを活用し、団体の活動紹介などを行い、団体の活性化、活動の周知、担い手の発掘につなげます。



A-2 運営支援

3 利用調整会議の開催

拠点利用団体を対象として利用調整会議を開催し、団体間の交流を図り、使いやすい拠点運営を行います。

4 利用者アンケートの実施

利用者の声を拠点運営に活かすため、利用者アンケートを実施します。アンケート実施結果については、拠点内に掲示をするなど広く周知し、寄せられたご意見については、より快適な拠点運営の参考とします。

5 ご意見箱の設置と対応

拠点内にご意見箱を設置し、随時、利用者の声を広く受け止める体制を整えます。寄せられたご意見については、対応改善方法を検討し、実施するとともに、回答を拠点内に掲示します。

6 施設の維持管理

備品設備の修繕・整備を行い、快適に利用できるよう施設の維持管理を行います。

VII ボランティア活動の推進・支援

【財源】区指定管理料・市社協補助金・参加費 **予算 283 千円**

区内のボランティア活動の充実を図るため、相談調整を進めるとともに、地域の福祉活動の担い手の発掘や育成に取り組みます。また、つながり続けることを大切にし、ボランティア講座や活動調整の際には引き続き感染防止に留意しながらコーディネートを進めます。

学校や企業、地域に対し、福祉に関する理解が促進されるよう、福祉教育・啓発活動に取り組みます。



1 ボランティアに関する相談・紹介・人材育成

地域ケアプラザ等をはじめとした地域の身近な福祉の相談機関や区社協の各種事業を通して把握した個別の生活の困りごとについて、各地区ボランティアセンターとも連携を進め、相談者にとって身近な地域のボランティアによる支援を調整し、住民同士の支えあいにつなげます。

区民利用施設を含めた施設間ネットワークを活用した幅広いボランティア活動を促進し、趣味活動団体等の活動内容を活かしたボランティアや、自分のできる範囲での活動を紹介し、趣味活動から福祉分野のボランティア活動につながるコーディネートを進めます。



2 ボランティア人材の確保と育成 【重点】

(1) 地域や区域のニーズに応えるボランティアの育成・支援

昨今のニーズの個別化が進む背景を踏まえ、地域や区域のボランティア情報の収集やボランティアニーズの掘り起こしに努め、ボランティアの育成や活動の支援を行います。また、新たな地域活動の担い手の確保のため、活動を始めるきっかけとなるようなボランティア入門講座や手話入門講座を開催します。実施にあたっては、実際の活動につながるよう、地域や関係機関、団体の協力を得るなどして、活動がイメージできるような内容とします。施設や個人からの傾聴のニーズについても、ニーズに合ったボランティアの育成およびスキルアップに努めます。

(2) 地域につながるボランティア人材の養成

既存のボランティア団体と協力し、新たなボランティア活動希望者が団体活動に対するイメージを持つことができ、活動希望者とボランティア団体がつながるようなコーディネートを実施します。また、活動希望者を地域とつなげるため、地域ケアプラザとの連携を一層丁寧に行います。

各地区ボランティアセンターに対しても、コーディネートを円滑に進めることができるよう、地区担当職員と連携しながら研修等を実施します。

(3) ボランティアネットワークの強化とボランティア登録者に対するサポート

他機関・団体とも連携し、それぞれの強みを活かした研修を実施するなど、ボランティアネットワークの強化を図ります。ボランティア活動者のフォローとして、ボランティア情報の発信のみならず、必要な研修を含めた講座や交流会を実施し、ボランティアのつながりづくり、人材の育成に努めます。



3 ボランティアに関する情報提供

広報紙「社協だよりみどり」の紙面を活用して、地域活動に興味や関心を深めてもらうため、シニアボランティアや働き世代のボランティア活動者の紹介等を行います（年2回）。また、ホームページやTwitter等のSNSを活用し、タイムリーなボランティア情報を提供します。

また、ハーモニーみどり内においても、ボランティア団体の活動内容や各種ボランティア情報掲示板等で紹介し、来館者や拠点利用団体等が情報を得やすい環境づくりを進めます。

今年度は、ボランティア通信を発行し（年2回予定）、コロナ禍でも活動につながるよう、ボランティア登録者や地域に向け、各種講座やボランティア関連情報の発信を行います。



4 福祉教育・啓発の推進

(1) 学校および地域における福祉教育・啓発に係るコーディネートおよび実施

小・中・高校および地域からの福祉教育・啓発に関する相談に応じ、講師の紹介・派遣、福祉体験機材の貸出等、コロナ禍でも実施可能な方法を提案し、コーディネートします。実施にあたっては、地域ケアプラザの地域活動交流コーディネーターと協働することで、福祉教育・啓発の取組が継続的なものとなるよう、また地域とのつながりとなるよう支援をします。

(2) 企業における福祉教育・啓発に係るコーディネートおよび実施

企業で実施する社員向けの福祉教育・啓発に関する相談に応じ、講師の紹介・派遣、福祉体験機材の貸出等、希望に沿った内容を提案し、コーディネートします。

(3) 当事者団体や関係機関と連携した福祉教育・啓発の実施

障害当事者による福祉教育・啓発を推進するため、当事者団体や関係機関等と連携し、当事者が自ら発信できる機会をつくっていきます。

5 助成金による活動支援



A-2 運営支援



A-3 機会・場

(1) 活動団体への支援

「緑区ふれあい助成金・緑いきいき助成金」や「年末たすけあい募金配分」、「善意銀行配分」を通して、地域福祉活動団体の安定した活動を支援するとともに助成金の適正な活用を支援します。

また地域活動団体の立ち上げや運営に関する相談に対応し、地域福祉活動の推進を支援します。

VII 福祉ニーズのある方への支援

【財源】県社協受託金・市補助金・市社協補助金・市社協受託金・共同募金・年末たすけあい配分金・利用料 **予算 15,876 千円**

個別課題に対応するため、あんしんセンター、移動情報センター、生活福祉資金貸付についての相談や支援を行います。また、個別課題に対応するだけでなく、そこから見えてくる地域課題を解決につなげられるよう、関係機関と連携し、地域でのつながり支えあいの取組を推進します。



B-3 相互理解

1 障害者福祉関係事業

(1) 緑区地域自立支援協議会への参加

緑区地域自立支援協議会に参加し、区内の障害福祉関係施設・団体・事業所等との顔の見える関係を築きます。

(2) 障害者の地域生活支援

障害者の地域生活を支援するため、緑区障がい者後見的支援室「みどりのこかげ」と連携するとともに、地域での見守り役である「あんしんキーパー」の発掘を支援します。

(3) 障害者理解の促進

福祉教育・啓発の取組や地区社協支援等を通して、障害理解が促進される取組を進めます。また、障害当事者・家族・地域活動者が参加し、災害・防災をテーマにした「防災座談会」を継続実施します。

2 児童福祉・子育て支援に関わる事業



(1) 児童虐待防止に関する連絡会等への参加

児童虐待防止を目的として区役所が開催する連絡会等に参加し、関係機関との情報・課題共有を図ります。また区社協事業を通じて把握した地域課題について発信し、積極的に地域や関係機関の取組へとつなげていきます。

(2) 子育て支援連絡会・子育て支援者交流会への参加

区民が子育てをしやすくなるよう、支援者同士のネットワークや子育て支援連絡会や交流会に参加します。

(3) 学習支援・子どもの居場所・こども食堂等に対する活動支援

学習支援や子どもの居場所・こども食堂等を行うボランティア団体の活動に対する活動支援や、地域で新しく活動を立ち上げる団体への支援を、区役所や地域ケアプラザ等の関係機関と行います。

また、ひとり親世帯等で高等教育進学を目指す学生への学習支援を市社協・企業等の連携のもと行います。

3 あんしんセンター事業・市民後見人活動支援事業【重点】



(1) 日常生活自立支援事業の実施

日常的な金銭管理などが困難な高齢者や障害者を対象に、福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス、預金通帳など財産関係書類等預かりサービスを提供します。契約者本人の意思に基づいて、地域での生活を支えられるよう、区役所や地域ケアプラザ等関係機関と連携し支援します。ニーズのある方にサービスがつながるよう、ケアマネジャーや金融機関等へ事業周知を行います。

また、個別ケースから把握した課題を地域課題として捉え、関係機関と検討することで、ニーズを抱える方たちの発掘につなげるとともに、契約者の地域生活を支えるネットワークを広げます。

(2) 成年後見制度利用促進に向けた取組

成年後見サポートネット事務局として、区役所と協力し、区内での成年後見制度の利用促進を図ります。地域ケアプラザをはじめとした関係機関や地域関係者と協力し、区内の相談機関のスキルアップと連携の仕組みづくりに取り組みます。

また、地域や施設等での出張説明会の開催や SNS 等による発信を行うことで、あんしんセンター事業および成年後見制度利用促進につなげます。

なお、あんしんセンター事業の契約者については、必要に応じて関係機関と連携を図りながら成年後見制度への移行を進めます。

(3) 市民後見人の活動支援

横浜市市民後見人バンク登録者への継続した活動支援を市あんしんセンター、区役所、地域ケアプラザ、専門職（弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士）等と協力して行います。また、市民後見サポートネット事務局として、バンク登録者のスキルアップを支援します。

4 移動情報センター事業



(1) 相談調整

障害児・者の移動支援に関する相談を受け、様々なサービスの情報提供・ボランティアなどの調整を行います。

対応の難しいケースについては、学校・区役所等の関係機関や地域関係者等とケースカンファレンスを行うなど、生活全般の支援に結び付くよう連携していきます。また、オンライン上の業務システムを活用し、記録のデータ化により、より効率的なコーディネートを行います。

(2) 情報発信と潜在している福祉ニーズの掘り出し

ア 「緑区移動情報センター通信」の発行（年1回）

関係機関や地域関係団体・ボランティア、当事者・当事者家族等に対して、事業や移動支援に関する情報を発信します。

イ 関係機関への事業説明および周知

個別支援学級や特別支援学校の教員や保護者に向けて事業説明を行い、潜在しているニーズの掘り起こしを行います。

(3) 関係機関との連携強化と課題解決に向けた検討

ア 移動情報センター推進会議の開催（年2回）

移動情報センター推進会議にて、ケース検討や情報共有、移動に関する課題解決に向けての協議を行います。

イ 移動支援事業所のヒアリング実施

情報共有や連携を図るため、移動支援事業所にヒアリングを行います。

ウ 課題解決に向けた検討

移動支援に係る区域・地域での課題について共有し、解決に向けた話しあいを行います。

(4) 横浜市ガイドボランティア事業における事務取扱の実施

横浜市ガイドボランティア事業における事務取扱を行い、身近な地域でのボランティアコーディネートを促進するとともに、ガイドボランティアの円滑な活動を支援します。

ア ガイドボランティアの発掘

ガイドボランティアの利用に関する相談に応じ、地区担当を通じて自治会、地区社協、民生委員等に働きかけを行い、ガイドボランティアの発掘を行います。

イ ガイドボランティア支援

日々の悩みや活動の思いを共有する場を設け、ガイドボランティアが活動しやすいよう支援を行います。

ウ ガイドボランティア研修会または交流会の開催（年1回）

ガイドボランティア同士のネットワークづくりや情報交換のため、研修会または交流会を開催します。

5 生活困窮者等支援事業



B-4 支援が広がる

(1) 生活福祉資金貸付事業の実施

低所得・高齢・障害などの理由で一時的に資金が必要な世帯に、貸付を通して自立支援を行います。

（総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・生活支援資金・臨時特例つなぎ資金等）

(2) 区生活支援課と連携した相談支援

緑区役所生活支援課（生活困窮者自立支援事業に位置づけられた自立支援相談等）と連携し相談者の生活の立て直しや経済的な自立に向けた支援を行います。支援にあたっては関係機関や地域関係者、食支援を行う団体と連携します。

(3) 生活福祉資金貸付後の継続した支援

民生委員・児童委員の協力を得て、借受人の状況を把握する機会を増やすとともに、貸付金の返済が長期に渡り滞納しないよう連絡調整等を行います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付においては、償還に向けて、借受者の相談に寄り添って支援します。

(4) 生活困窮者等への「食」を通じた生活支援（再掲）

区社協独自の取組として、民生委員・児童委員や地域ケアプラザ、区役所等と連携をしながら、生活困窮者（世帯）等へ「食」を通じた生活支援を行うとともに、地域の中で「孤立しない・孤立させない」見守り支えあえる地域づくりを進めます。



6 災害援護事業

(1) 災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営体制の整備

感染症予防対策を含め、大規模災害発生時における緑区災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営のため、体制や役割を確認し、必要に応じて運営マニュアルを改訂します。

また、令和4年度に市社協・18区社協で構築したICTを活用した災害情報システムを使用して、災害ボランティアセンター運営訓練を区役所と共同で実施します。（年1回）

(2) 災害ボランティアセンターおよびサポーター（仮称）の普及・啓発

災害ボランティアセンターの機能や役割について普及・啓発を進めます。また、発災時に被災者や地域防災拠点からの依頼を災害ボランティアセンターにつなぐ「地域サポーター（仮称）」、災害ボランティアセンターの運営を職員と行う等の役割を担う「運営サポーター（仮称）」の登録を進め、「サポーター（仮称）」への災害ボランティア関係の情報提供や訓練参加への協力依頼を行います。

(3) 災害被災者見舞金の交付

火災等の災害被災者に、見舞金を交付します。

IX 共同募金配分事業

【財源】市社協補助金・共同募金・年末たすけあい配分金 予算 14,526 千円

区内の地域福祉団体の活動支援を行うため、共同募金等を財源とした各種団体への助成を行います。助成金の申請に伴い、助成団体の活動状況の把握、分析を行うとともに、助成団体からの活動や運営に関する相談にも対応します。

また、共同募金配分金の使途をホームページやチラシ等を使って、地域関係者等にわかりやすく伝えます。



1 共同募金配分事業

赤い羽根共同募金を財源とした助成金（緑区ふれあい助成金・緑いきいき助成金）により、区内の地域福祉団体への支援を行います。助成団体の決定にあたっては、透明性を高めるため助成金運営委員会にて審議します。また、新規立ち上げ団体の申請は随時受付を行い、新たな活動を開始する団体への迅速な支援を行います。てびきや申請書類などを本会 HP 上に掲載し、申請団体の利便性の向上を進めていきます。



2 年末たすけあい募金配分事業

地域の皆さんから寄せられた募金をもとに、各地区の要援護者支援事業や高齢者食事サービス団体、地域リハビリ活動団体、子ども・子育て支援団体等で役立てられるようにつないでいきます。

X 善意銀行事業

【財源】善意銀行寄付金 **予算 1,453 千円**

善意銀行寄託金品受入を推進するため、事業のPRに努めていきます。また、企業等に寄託金の協力を依頼します。



1 寄付の受入と配分

区民の皆さまから善意銀行へご寄付いただいた金品は、ボランティアセンター運営委員会の審議を経て、区内・地域で小規模な活動をしている団体や施設等に対して、備品の購入・修繕に関する整備費や事業活動費などとして、また、区社協で実施する食支援などの福祉課題解決のための事業費として、地域福祉推進に役立てられるようにつないでいます。

2 寄付文化の醸成への取組・寄託者増に向けた工夫やPR

寄付者（団体）に対しては、広報紙等への寄付者（団体）名の掲載や社会福祉大会での表彰を通じて感謝の意を表します。また、区内の寄付・配分に関する寄付報告書を作成し、寄託者の増加に向けPRをするとともに、寄付文化の醸成を目指します。

XI 各種福祉関係団体の事務局運営・協力

【財源】各団体による

各種福祉関係団体の事務局を担うことにより、団体との連携を進めるとともに、事務の効率化を推進し、各団体の活動を支援します。

- (1)神奈川県共同募金会緑区支会
- (2)日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部緑区地区委員会
- (3)緑保護司会
- (4)神奈川県薬物乱用防止指導員協議会緑区支部
- (5)緑区保護観察協会
- (6)緑区“社会を明るくする運動”推進委員会
- (7)緑区更生保護女性会
- (8)緑区戦没者遺族会